

第 63 号

令和3年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			111,122千円
第1項 営業収益			104,742千円
第2項 営業外収益			6,380千円

	支	出	
第1款 事業費			108,781千円
第1項 営業費用			100,781千円
第2項 営業外費用			7,000千円
第3項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,000千円は、地域振興積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円

	支	出	
第1款 資本的支出			200,000千円
第1項 他会計への繰出金 (積立金の目的外使用)			200,000千円

第5条 建設改良積立金のうち141,738千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,793千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫